

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 9 号

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基
準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める
条例（平成 2 7 年薩摩川内市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号
イ」に改める。

第 3 条第 1 項中「の員数」を「及びその員数（地域包括支援センター運営協議
会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要
であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務
延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で
除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数
に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、
同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表おおむね
1, 0 0 0 人未満の項及びおおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満の項中
「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2, 0 0 0 人以上
3, 0 0 0 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項
を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援
センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センタ
ーが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数につい
て、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤
の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該
区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。
この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の
職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。